

# 千葉県学校薬剤師会だより

## (平成24年度第1号)

会員の皆様には、学校薬剤師業務を通して児童生徒等の健康及び、学校保健にご協力頂きありがとうございます。平成24年度の千葉県学校薬剤師会は、6月3日の「総会及び研修会」に始まり7月22日の「放射能に関する研修会」と、順調に進んでおります事は、皆様のご協力のおかげと感謝いたしております。

日本薬剤師会は、公益法人制度改革により平成24年度より公益社団法人に移行しました。日本学校薬剤師会の動向を心配されている方もいらっしゃると思いますが、日本薬剤師会の部会としてスタートをきっております。新しい組織としての出発なので、色々決まらない事等があるようですが、決まり次第会員の皆様にお知らせしたいと思います。

また、千葉県学校薬剤師会は、今までと変わ

らず任意団体として、(社)千葉県薬剤師会と共に協力して活動してまいります。

さて、今年度より中学校の保健体育の教科書が変わり、くすり教育が追加された事をご存知と思います。ほとんどの教科書が、見開き1ページでくすりの正しい使い方が載っております\*。ご担当の先生方は、検査の折にでも新しい教科書(1年生から順次配布)を学校にて閲覧させていただき、ご対応されてはいかがでしょうか。

※日本学校薬剤師会ホームページ→ 会員向け(ID:1600004、パスワード:gakuyaku) → 【「くすりの正しい使い方教育」及び「薬物乱用防止教育」の手引き書】中の「参考文献部分」に教科書の抜粋が掲載されております。

### 平成24年度学校薬剤師関連 大会・研修会・会議予定

平成24年	6月 3日 (日)	千葉県学校薬剤師会総会及び研修会、支部長会議
	7月 8日 (日)	関東甲ブロック会議 (東京)
	7月 22日 (日)	千葉県学校薬剤師会 放射能に関する研修会
	7月 27日 (金)	平成24年度 学校環境衛生・薬事衛生研究協議会
	~ 28日 (土)	(北海道)
	8月 2日 (木)	第63回関東甲信越静学校保健大会 (埼玉)
	8月 7日 (火)	平成24年度薬物乱用防止教育研修会 (習志野)
	8月 12日 (日)	第2回学校環境衛生研究協議会 (東京)
	10月 28日 (日)	千葉県学校保健講習会・薬物乱用防止講習会、支部長会議
	11月 18日 (木)	第62回全国学校薬剤師大会 (熊本)
	11月 8日 (木)	第62回全国学校保健研究大会 (熊本)
	~9日 (金)	
平成25年	3月 3日 (日)	千葉県学校薬剤師会 研修会

## 第40回千葉県学校薬剤師会総会並びに 研修会報告

平成24年6月3日（日）の総会終了後に兵庫教育大学大学院学校教育研究科の鬼頭英明教授を招聘し「薬剤師のための保健教育と保健管理」についてご講演頂きました。

### A.保健教育について

#### 1.学習内容の比較

①小学校は、生徒により理解力の差が大きいので、自然治癒力を中心に教える。

②中学校は、保健・医療機関や医薬品の有効利用を教える。

ア.地域には、人々の健康の保持増進や疾病予防の役割を担っている保健所・保健センター・医療機関などがあることを理解できるようにする。

イ.健康の保持増進と疾病の予防には、各機関がもつ機能を有効に利用する必要があることを理解できるようにする。

ウ.医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。

エ.医薬品には、使用回数・使用時間・使用量などの使用方法があり、正しく使用することについて理解できるようにする。

③高等学校は、地域の保健・医療機関の活用を教える。

ア.医薬品には、医療用医薬品と一般用医薬品があることを理解できるようにする。

イ.承認制度により、有効性や安全性が審査されていること及び販売に規制があることを理解できるようにする。

ウ.疾病からの回復や悪化の防止には、個々の医薬品の特性を理解した上で使用方法に関する注意を守り、正しく使うことが必要であることを理解できるようにする。

エ.副作用については、予期できるものと、予期することが困難なものがあることにも触れるようにする。

### 2.学校薬剤師の薬教育との関わり

#### ①サポーターとしての役割

##### ア.教材・資材の提供

剤形の異なる医薬品のサンプル・空箱（外箱）・説明書（添付文書）・模型などは、有用な教材となる。

##### イ.指導案への助言

学習指導要領に基づく「医薬品」に関する授業を担う保健体育科教諭に、指導の基となる関連情報や用法・用量など医薬品の正しい使い方に関する具体例など指導案の作成段階から助言することが可能である。

#### ②保健体育科教諭とのT.T

（ティームティーチング）

保健体育科教諭と学校薬剤師等がそれぞれの役割を決めた上でT.Tによる授業を実施することは、効果的であります。授業では、保健体育科教諭が授業の進行を主導し、あらかじめ打ち合わせしておいた実験や質問（例えば、血中濃度・体内動態等）を学校薬剤師が解説し、また生徒からの質問に対しては、学校薬剤師が回答するような流れが考えられます。

### B.保健管理について

学校環境衛生の目的は、健康の維持増進・疾病障害からの保護・学習効率の向上を図る事・清潔で美しく・快適な生活が出来る環境を図る。情操の陶冶を図る等があげられます。

以前より文部省体育局長裁定の旧ガイドラインにより、「学校環境衛生の基準」が実施されていましたが、定期検査項目は、完全実施されていない状況でした。そこで旧学校保健法の規定に基づき定められていた「学校環境衛生の基準」が新たに学校保健安全法の規定に基づき「学校環境衛生基準」として新基準が告示で定められ施行されています。

学校環境衛生の管理には、学校保健安全法の規定により定められた「学校環境衛生基準」により決められた日常点検と定期点検及び臨時点

検があります。日常点検は、学級担任・教科担任・園長・校長・学長・副校長・教頭・養護教諭等がおこないます。定期検査は、学校薬剤師・検査機関・保健主事・養護教諭等がおこないます。臨時点検は、園長・校長・学長・副校長・教頭・養護教諭・学校医・学校薬剤師等がおこないます。実際に学校において検査する時には、新訂「学校環境衛生基準」解説と「学校と学校薬剤師2011」が、日本学校薬剤師会により編集され出版されており検査項目・基準等も細かく解説されていますので、ぜひ参考にして下さい。

また、学校の環境衛生に関して、①「学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない」②「校長は、学校環境衛生基準に照らし学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする」という規定が設けられているので、事後措置は重要になります。指導助言を求められた時は、事後措置についての具体例が解説されている上記解説書等を参考に活用してください。



鬼頭英明 先生

## 放射能に関する研修会 報告

平成24年7月22日（日）公益社団法人日本アイソトープ協会前専務理事の佐々木康人様に講師をお願いして「放射能と放射線防護の基礎知識」について学びました。

1. 放射線の種類と透過力は、以下の通りです。

- ①  $\alpha$  線は、紙を通過しない。
- ②  $\beta$  線は、紙を通過しアルミニウム等の薄い金属と人体を通さない。
- ③  $\gamma$  線とX線は、アルミニウムと人体を通過し鉛や厚い鉄の板を通さない。
- ④ 中性子は、鉛と厚い鉄を通過し水やコンクリートを通さない。

2. 一般人の放射線被ばく線量は、年間世界平均で以下の通りです。

- ① 自然放射線から受ける線量は、2.4ミリシーベルトで内訳は以下の通りです。
  - a 内部線量は、吸入により1.2ミリシーベルト、食物から0.3ミリシーベルト。
  - b 外部線量は、大地から0.5ミリシーベルト、宇宙から0.4ミリシーベルト。
- ② 人工的に放射線を受ける線量は0.412ミリシーベルト。(2000年)  
放射線診断で0.4（毎年増加している）・大気圏核実験で0.005・チェルノブイリ事故で0.005、核エネルギー製造は0.002ミリシーベルト。

3. 放射線のいろいろな利用例は、以下の通りです。

- ① 医療分野では、癌の治療・エックス線CT・エックス線等。
- ② 食品分野では、発芽防止・品種改良・熟成等の調節。
- ③ 工業分野では、金属疲労の検査・溶接の検査・厚みの検査等。
- ④ その他では、強化プラスチック・新薬開発・化合物構造の研究等。

4. 放射線の障害の例は、以下の通りです。

- ① X線熱傷と脱毛 (1896年)
- ② 放射線誘発皮膚ガン (1902年)
- ③ 放射線誘発白血病 (1911年)
- ④ Ra鉱山労働者の肺ガン (1924年)
- ⑤ 夜光塗料工員の骨肉腫 (1934年)

5. 放射線を受けた時の人体への影響は、放射線を受けた臓器で変わります。

- ①例として皮膚では、5グレイ以上でやけど、骨髄では2グレイ以上で死亡、眼では1.5グレイ以上で白内障になる。
- ②8~10グレイで90日後に死亡、4~6グレイで150日後に死亡、1~4グレイで生存している。
- ③広島・長崎の被ばく者で、遺伝性障害は出ていない。

6. 放射線を、急速に被ばくした場合とゆっくり被ばくした場合では、人体に対する影響が急速に被ばくした方が2倍になると定義づけている。

7. 放射線防護の目的は、以下の通りです。

- ①平常時（計画被ばく状況）  
身体的障害は起こさず、がんのリスクをできるだけ低く抑えるように放射線業務従事者と公衆の被ばくを管理する。
- ②非常時（緊急時被ばく状況）  
重症な放射線障害を回避するよう初期対応に従事する作業員と公衆の被ばくを管理する。（がんのリスク増加に優先して対処）
- ③非常事態からの復旧期等（現存被ばく状況）  
身体的障害は起こさず、がんリスクは平常時より増加する可能性のある状態で管理することあり。



佐々木康人 先生

☆学校薬剤師に興味のある方は、ぜひお問い合わせ下さい。

活動内容や各支部をご紹介致します。

千葉県薬剤師会（学校薬剤師会担当）まで TEL:043-242-3801 FAX:043-248-0646

☆今年度も全国学校保健調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。